

本部;代表 趙吉夫 (大阪府八尾市志紀町 3-30 八尾市韓国人会館内 Tel.072-949-1521, FAX072-949-4337)。

編集;理事長 久保井規夫(大阪府高槻市川添 1-3-20 Tel.Fax;072-695-3210 Email; aphckuboi@ybb.ne.jp)

続10/12 講演2 「歴史の真実に基づき教科書の竹島記述を批判する」
久保井規夫 (理事長、元桃山学院大学教員、歴史学名誉博士)

NO
20
に
記
述

- I. 検定基準改悪と小中高教科書「領土」記述の偏向
- II. いずれも敗戦後に「領土問題」かした
- III. 政府見解の教科書は対立の領土ナショナリズムを煽る
 - ① 外務省見解を反映した対立を煽る現行教科書
 - ② 新「学習指導要領」は偏向した領土教育を強化

IV. 政府見解による教育統制が強められた

① 文科省「他国の主張を教えないでいただきたい」

文科省は、教科書の記述のもとになる「学習指導要領解説」を改訂し、**尖閣や竹島を「日本固有の領土」と明記する**記述を追加した(2014. 1. 28)。同時に、「新検定基準」として、「政府見解がある場合はそれに基づく記述を入れる」とされたから、**竹島と尖閣について、「我が国が国際法上正当な根拠に基づき、領土に編入した経緯も取り上げる」と**、教科書には記述しなければ、教科書検定には合格できないこととなった。かくて、中学は2016年度から、高校は2017年度から使用される教科書に反映された。次の教科書採択は小・中学校は四年後、高校は毎年である。

さらに、文科省は、解説だけでなく、法的拘束力を持つ「**学習指導要領**」そのものも改訂し、竹島と尖閣について「**我が国固有の領土**」と記述した(2017. 2. 14)。「学習指導要領」は、教科書検定の基準となるだけでなく、学校における教師の指導内容の基準である。日本の学校の教師は、教科書に記述された日本政府見解をそのまま教えなければならない。すなわち、竹島＝独島を「日本固有の領土であり、国際法上も正当な領土である」「韓国が不法に占拠しているので、抗議をしています」というように教えるように、法的に拘束されている。

現場の社会科教師であった私は、このような場合、どう対処すればよいか心得ている。採択された教科書に不備がある場合は、このように偏向している場合(日本政府の見解だけ)には、自主編成によって補正してきた。教科書に反映された日本政府の見解はきっちり教える。それに留まらず、韓国教科書に反映された韓国政府の見解も提供する。「学習指導要領」には、日本政府と異なる見解、韓国政府の見解を教えるとはならないとは記していないのである。そもそも2014年改悪までは、「指導要領」(2008. 7. 15)は、「**我が国と韓国の間に竹島をめぐる主張に相違あることなどに触れ**」と、**韓国側の見解も指導することになっていた**のである。現在も、高校では、韓国側の見解も含めて指導している。述べられた日韓教科書の記述を相対化して、相互批判し、相互理解できる内容を明確にしなければならない。先ず教師自身が確信できる教材にしなければならない。

文科省は、政府見解だけを生徒に注入せよと言い切る。教師や子どもが、自分で考え理解することを否定している。「我が国の立場を伝えるのが、先生の役割」「領土の問題について、他国の主張があり、それには理があるという風に思っていたくのは困る」「我が国の領土について理解の妨げになるなら、中国や韓国の主張は教えないでいただきたい」(文科省教育課程課長;合田哲雄)。

教育

edu@asahi.com
木曜～日曜掲載

竹島・尖閣どう教えるか 文科省に聞く

「国の立場 言い切る指導を」

方領土、尖閣諸島は「我が国の固有の領土」で、尖閣については「領土問題は存在しない」と明記された。文科省は、学校でどう教えることを想定しているのか。改訂を担った合田哲雄・教育課程課長に聞いた。



指導要領の改訂案では、例えば、尖閣諸島については「領土問題は存在しない」としています。中国の「尖閣諸島は自国の領土だ」という主張は授業で触れる場合、文科省はどのような形を想定していますか。

「中国は領有権を主張しているが、我が国が実効的に支配している固有の領土である」という教え方だと思えます。「主張している」が「です」です。

竹島と北方領土については、先方が領有権を主張しているけれど「不法占拠であって、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土である」と説明していただく。そのような指導の中で、先方が領有権を主張していることに批判的に言及することはありうるでしょうが、他国の主張を並列で扱って、「みんな違って、みんないい」という指導は不適切です。我が国の領土について正しい理解の妨げになるなら、中国や韓国の主張は教えないで頂きたい。

例えば、クラスに中国人の子がいて「自分の国ではこう言っている」と言われたら、先生はどう答えるべきかと。教育基本法の「教育の目的」として「国民の育成」と規定しています。我が国の立場をきちんと伝えるのが先生の役割なので、「君はそう思っているかも知れないが、我が国の立場はこうで、国際法的にも、歴史的にも妥当です」と言い切ってもらふ必要があります。

グローバル化の中で生きることをめざす指導要領との矛盾は出ませんか。

グローバルな時代だからこそ、我が国の立場を正しく理解する必要がある。韓国では、竹島は韓国の領土と教えているわけで、日本の主張を子どもたちが理解していないかぎり、平和的解決にならないんです。

自分たちが正しいと主張するためには、相手の言い分も教えた方がいいのでは？

やれたら、やった方がいいかもしれない。ただ、例えば竹島なら、古地図を持ち出した綿密

次期
学習指導要領改訂案

世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などをおおまかに理解すること/「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること

竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと

領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島についても触れること

「領土(領海、領空を含む)、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている向問題の平和的手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること

社会 小学5年 中学(地理) 中学(歴史) 中学(公民)

日本の公教育とは要するに、教育基本法の言葉を使えば「国家及び社会の形成者」を育てることをめざしている。領土の問題については、他国の主張があり、それには理があるという風に思っていたくのは困る。指導要領に基づき、具体的な教え方にまで踏み込む必要はありませんか。

教え方に踏み込んでいくのはなく、子どもたちが我が国の領土について正しく理解するために、定められた内容を指導してくださいと規定しています。その目的に沿わない指導は不適切なことだと思います。

(聞き手 編集委員・民間奥野、木村司、水沢健一)

「学習指導要領」改定を担った合田哲雄;教育課程課長へのインタビュー。「朝日新聞」2017.3.4

②小学生にも、「固有の領土」「韓国が不法占拠」を注入

小学校の場合、2015年度用社会科教科書から竹島、尖閣は記載された。これは、「学習指導要領」「解説」になかったが、教科書出版社全五社が安倍政権の領土教育重視に付度して検定合格を求めた結果であった。「学習指導要領」改訂を受けた今回の2020年度用教科書は、2019年検定において、中学・高校同様に、「日本固有の領土」と表記するように徹底された。大人でも、理解するには困難な「固有の領土論」を小学生に注入させようというのである。次のように修正された。「竹島は日本の領土でありながら」→「竹島は日本固有の領土でありながら」(教育出版)。「島根県沖にある竹島は、... 島根県に編入された日本の領土です」→「島根県沖にある竹島は、... 島根県に編入された日本固有の領土です」(日本文教出版)。

小学教科書も「固有領土」

竹島、尖閣検定で記述修正

2020年度から使われる小学校の社会科の教科書には、日本の領土を巡る記述について複数の検定意見が付き、各教科書出版社が修正した。一方、2年前にも検定が実施された道徳は、意見が激減した。

(1面参照)

社会では「竹島(島)について、5、6年生の教科書全6点と、3校の教科書はこれまで(根拠)」「尖閣諸島(沖)の教科書全6点と、3校の教科書はこれまで(根拠)」「北方領土」

主な領土の記述に付いた検定意見と修正

原文	検定	修正した文
「竹島は日本の領土でありながら」	「日本の領土」という表現に意見	「竹島は日本固有の領土でありながら」
「竹島は、日本固有の領土ですが、韓国が不法に占拠しています」	「わが国の立場を踏まえた状況を誤解する恐れ」と意見	後段を「韓国が不法に占領しているため、日本は抗議を続けています」と差し替え
「尖閣諸島については、領土をめぐる問題はないというのが日本の立場」	「領土をめぐる問題」という表現に意見	「領土問題はないというのが日本の立場」に差し替え
「尖閣諸島は、日本固有の領土ですが、中国がその領有を主張しています」	「尖閣諸島の支配の現況を誤解する恐れ」と意見	「日本が有効に支配する固有の領土です。中国がその領有を主張していますが、領土問題は存在しません」
「北方領土の返還問題が残されています」	「北方領土に対するわが国の立場を誤解する恐れ」と意見	日本固有の領土である北方領土の問題が残されています

も領土について詳しく記述していたが、新学習指導要領では小学校でも「領土の範囲」を指導するよう明確な基準が示された。現行指導要領の解説書には、北方領土を「固有の領土」として取り扱ったように示されているが、竹島と尖閣諸島については言及がなかった。このため現行教科書と地図全10点のうち、竹島に触れたのは6点、尖閣諸島は5点だった。検定では領土問題に絡み、少なくとも3、6年生の教科書と地図の計8点が計13カ所の修正を求められた。教育出版は5年生の教科書「尖閣諸島については、領土をめぐる問題は」とした記述を削除し、政府は今年2月、北方領土について「ロシアとの交渉に支障を来す恐れがあり、回答を差し控える」との答弁書を閣議決定した。政府は今年2月、北方領土について「ロシアとの交渉に支障を来す恐れがあり、回答を差し控える」との答弁書を閣議決定した。

18年度から正式の教科書となった道徳の教科書は、(社)24点(66冊)全てが合格した。2年ぶりの度目の検定で、各社とも内容は大きく変わっていない。前回244件あった検定意見は149件に激減したが、指導要領が定めた「親切、思いやり」「友情、信頼」など19、22の内容項目を巡り「扱いが不適切」との意見が7件あった。

日本文教出版(3年)は「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の内容項目が10分の1の指摘を受けた。「ふるしき」をテーマ

に「誤解する恐れのある表現」との指摘を受けた。日本政府は解決すべき領土の問題はないという立場だが、「&wv」という文言が領海侵犯のような領有権以外の課題も含む解釈をされる余地があるとされた。このため「領土問題はない」と変更して検定に合格した。教育出版は6年生の教科書で「竹島は、日本の領土でありながら」と記述。「児童が誤解する恐れのある表現」との意見が付いたため「竹島は、日本固有の領土でありながら」と表現を変えた。ある教科書会社の編集者は「文脈の中で現状を説明したつもり。小学生が『固有の領土』と『領土』の違いを理解できるだろうか」と疑問を呈した。

別の編集者は「指導要領に沿って編集するだけ」と言葉を濁した。領土に関する記述について、藤田英典・東京大名誉教授(教育学会)は「『固有の領土』

道徳音

「毎日新聞」2019.3.27

V. 学校で、竹島(独島)をどう教えているか
 ① 韓国; 独島体験館と、日本; 地元の島根県

第3種郵便物認可

日 業 庁 局 局

竹島 どう教える



② 竹島問題について調べたことを発表する児童たち＝20日午後、島根県安来市の市立安田小学校、小早川遥平撮影
 ③ 島根県内の小中学校で使われている副教材。竹島の歴史が紹介されている

「問題を平和的に解決して、友好関係を築くために大切なことを考えよう」

島根県安来市立安田小学校で20日、担任の富山隆志教諭が6年生14人に問いかけた。竹島問題を通して、国際理解を深めるための研究授業だ。県内の教職員約30人が見学した。「資源や海産物がとれる」「韓国が不法占拠している」。黒板に、児童たちが事前に調べた竹島の情報を書き出した短冊が並ぶ。

「世界中に(韓国が)おかしいと言う」と意見が出れば、富山教諭は「おかしいって?」と投げ返し、「正しい歴史でないこと」と引き出す。授業の最後に、「話し合う、関心を高める、世界に訴える」という児童の意見をまとめた。富山教諭は「どう解決するかというアイディア

も、いくらか歴史的事実を主張しても、対話で納得してもらえない」と狙いを話す。(小早川遥平)

アよりも、解決しようとする姿勢を学んでほしい」と言う。

昨年、中学・高校の学習指導要領の解説に「わが国固有の領土」と明記された竹島。今春から小学校の教科書に載る。領土教育を強め、政府の考えをよりはっきり教科書に書かせようという安倍政権の考えが反映された。対立をおおることなく、主張

できる人材をどう育てるか。地元は模索を続けてきた。島根県は「竹島の日」条例を制定した2005年に県竹島問題研究会を立ち上げ、史料の発掘や教材の開発に取り組んできた。

地元の隠岐の島町教委は今年度から小・中学校の副教材で、韓国の歴史教科書の記述を掲載した。編集した町立西郷中学校の吉田貴弘教頭は「韓国の若者がどう学んだかを知らなければ、いくら歴史的事実を主張しても、対話で納得してもらえない」と狙いを話す。(小早川遥平)

島根 主張できる人材主眼

島根県が2月22日を「竹島の日」に制定してから10年となる。日韓が互いに固有の領土と主張する島について、子どもたちにどう教えるのか。日韓双方が「領土教育」の強化に向かうなか、地元・島根では、相互理解につなげようと模索している。日韓の教育現場を見た。

竹島(韓国名・独島)

島根県の隠岐諸島の北西約158キロの日本海にある。総面積は約0.21平方キロ。日本政府は1905年に閣議決定で竹島を島根県に編入。51年に署名されたサンフランシスコ講和条約では日本が放棄すべき地域に竹島は記されなかった。しかし、52年に韓国の李承晩(イ・スンマン)大統領は「李承晩ライン」を設定し、そのライン内に竹島を取り込み、その後、警備隊員を常駐させるなどしている。島根県議会は2005年、2月22日を「竹島の日」に制定した。

韓国 小・高年10時間必修

「独島には鬱陵島から1時間半ほどで行けます」

「あそこにキム・ソンドおじいさんとキム・シニョルおばあ



「朝日新聞」2015.2.22(その一、右半分)

2015年2月22日

竹島

韓国小〜高年10時間必修

る。日韓の教育現場を見た。

島約西。議閣にた条きか韓マライラみ常る。年日



模型の前でガイドの説明を聞く子どもたち
=ソウルの「独島体験館」、東岡徹撮影

「独島には鬱陵島から1時間半ほどで行けます」

ソウルにある「独島体験館」。今月7日午後、小学生ら数人が島の模型の前でガイドの説明を聞いていた。

「あそこにキム・ソンドおじいさんとキム・シニョルおばあさんが住んでいます」。ガイド

は1991年から島で暮らす夫婦2人も紹介し、島の自然について説明。見学を終えた小学4

年の男子児童は「動植物がこんなにたくさんすんでいるとは知らなかった」、女子児童は「自然環境や歴史を知り、独島をしっかり守らなければならないと思います」と話した。

体験館には1日平均約150人が訪れる。韓国では小学生から高校生まで毎年10時間の「独島教育」が義務づけられており、見学時間も算入されるという。体験館は、政府系の研究機関「東北アジア歴史財団」が2012年9月に設立。「自然館」で



島の地理や気候、魚、鳥などを紹介し、「歴史・未来館」で約1500年前からの歴史をひもとき、韓国固有の領土だと教える。韓国政府は昨年4月、日本の小学校教科書に竹島が記述されたことを受け「独島教育」の強化策を発表した。小中高それぞれに新たな教材を開発。教員の研修なども盛り込まれた。東北アジア歴史財団傘下の「独島研究所」の洪聖根所長は「独島教育」について「独島はわが領土ということを正しく理解させるのが基本だ」と話す。(ソウル=東岡徹)

② 島根県; 高校日本史における「竹島問題」(一部抜粋)

高等学校 地理歴史科 日本史A・日本史B 学習指導案

1. 目標

①資料(史料)から、竹島の領土編入措置が国際法に則って行われたものであったかどうかについて考察するとともに、当時の韓国の対処などについて情報を正確に読み取る。【技能】

②「竹島」の領土編入に関して、資料(史料)の確認を基に、その目的や経過等について理解する。【知識・理解】

2. 展開 (●は確認すべき事項)

	生徒の活動	指導上の留意点	資料等
導入 5分	<p>日本をめぐる「領土問題」として、どのようなものがあるだろうか</p> <p>Q 現在、日本との間で領土をめぐる問題が生じているのはどこで、相手の国はどこか</p> <p>○既習の知識から発言する</p> <p>●北方領土で、相手国はロシア 竹島で、相手国は韓国</p> <p>○プリントで配布された資料①で確認する</p>	<p>○既習の認知度を確認する</p> <p>○尖閣諸島で、相手国は中国という発言については、日本政府の見解を確認させる</p> <p>○基本用語を簡単に確認する</p>	資料①
展開 (1) 20分	<p>身近な領土問題である「竹島の領土編入」はどのように行われたのかを知ろう</p> <p>Q 「近代」以前の「竹島」は、どのような状況だったか</p> <p>○リーフレット等から確認する</p> <p>●日本：地図や文献から、古くから「竹島」の存在を認識しており、遅くとも17世紀半ばには領有権を確立していたと考えられる</p> <p>●韓国：独島は15世紀以降に成立した文献等にある「于山島」であり、6世紀から韓国(当時の新羅)の領土であった</p> <p>Q 1905(明治38)年1月の領土編入措置は、だれが、何のために、進めることになったのか</p> <p>○プリントで配付された資料②を読み、答える</p> <p>●隠岐・西郷の中井養三郎が竹島の所属を明確にした上で、アシカ胤の独占権を確保して事業を立ち上げたいと考えていた</p> <p>●中井が「りやんこ島領土編入并ニ貸下願」の提出にいたる際に、農商務・内務・外務3省の高官から助言を受けた</p> <p>●1905年1月の閣議決定を受けて、2月22日の島根県告示第四十号によって竹島は島根県に編入され、島根県隠岐島司の所管となった</p> <p>○「竹島」は、近代の国際法上の領土取得に関する要件を満たして、「領土編入措置」が行われたことを確認する</p> <p>●1905年の「竹島の領土編入措置」は、秘密裡に行われていない</p> <p>●「独島は日本の侵略の最初の犠牲の地」という韓国側の歴史認識は確認できない</p>	<p>○日本と韓国それぞれの主張について確認させる</p> <p>○この点には深入りしない</p> <p>○原史料から確認させる</p> <p>○史料は、基本的には生徒に音読させる</p> <p>○竹島の領有権に関して、日韓両国の主張が異なる重要な論点であることを確認させ、その根拠についての認識を深めさせる</p> <p>○資・史料から確認できないことを確認させる</p>	<p>・竹島学習リーフレット</p> <p>・「竹島 竹島問題10のポイント」の抜粋プリント</p> <p>・「りやんこ島領土編入并ニ貸下願」、『竹島経営者中井養三郎氏立志伝』から作成した資料②</p> <p>・『竹島問題100問100答』P88・89・『竹島問題100問100答』P86・87</p>

続く →

<p>展 開 (2)</p>	<p>領土編入後の「竹島」の状況や、韓国政府の反応等はどうのものだったか</p> <p>Q 「領土編入」後、島根県の行政措置や隠岐の人々はどう関わったか ○プリントで配付された資料③を読む ●島根県による種々の行政措置が行われ、竹島に対する実効支配が続いた。また、隠岐県民らによる漁業等も行われた</p> <p>Q 韓国政府の反応等はどうのものだったか ○プリントで配付された資料④を読む ●「第二次日韓協約」の結果、「韓国の外交権が奪われた状態だったため、外交的抗議ができなかった」という議論は妥当ではない</p>	<p>○竹島が「実効支配」されていた実態を確認させる</p> <p>○竹島をさす「独島」が韓国側の資・史料に初めて登場するのがいつかを確認させる</p>	<p>・『竹島問題100問100答』P52～55、92～94から作成した資料③</p>
<p>15分</p>	<p>第二次世界大戦後の日本の国境確定で、竹島の扱いはどのようになったか</p> <p>Q サンフランシスコ平和条約で竹島はどのように取り扱われたか ○竹島学習リーフレット、「竹島 竹島問題10のポイント」等で確認する(授業担当者による口頭での説明程度) ●韓国の要求に対し、アメリカは、いわゆる「ラスク書簡」で「竹島は朝鮮に含まれない」旨を回答し、サンフランシスコ平和条約で竹島の日本の領土としての地位に変更はなかった</p>	<p>○日本が独立を回復したサンフランシスコ平和条約の締結によって戦後の領域の確定がなされたことについて、確認する程度に極力とどめる ○この学習については、別途、戦後史の「講和と安保」の項で扱うことを伝える</p>	<p>・竹島学習リーフレット ・「竹島 竹島問題10のポイント」</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>○明治政府による「1905年の竹島の領土編入措置」が国際法に基づいて行われたもので、韓国側が主張するように「日本の侵略の最初の犠牲の地」という歴史認識(歴史問題)には当たらないことを確認する</p>	<p>○「1905年の竹島の領土編入」について、「歴史的、国際法的」に検証することの大切さと、資料(史料)等に基づいて考察することで実証できることを確認させる</p>	

島根県竹島問題研究会「第三期竹島問題に関する調査研究」2015.8

この学習は、日本(明治政府)による「竹島の領土編入」が、国際法に基づいて行われ、韓国が主張する「韓国併合、最初の犠牲」には当たらないことを確認するとしている。導入で、日本が実効支配している尖閣(釣魚)諸島を政府見解通り「領土問題はない」と、中国を対象国から除外する。生徒たちは、新聞・テレビで「領土問題」として周知の認識を教師によって強引に却下される。学習の焦点になっている近代の国際法とは「無主地先占論」である。「竹島学習リーフレット」(島根県)、「竹島問題 10 のポイント」(外務省)を資料として、韓国(朝鮮)側の「于山島=竹島」説や漁民の安龍福証言を否定する。そして、長久保赤水の地図や鳥取藩米子商人が鬱陵島への往来で竹島に寄ったことで、日本側が竹島を古くから認識していたとする。

無知か恣意的か、指導教師は、結論が逆転する重要な事実を生徒に知らせていない。①鳥取藩は、鬱陵島・竹島を藩領でなく朝鮮領と幕命を受けて、商人などの渡海禁止を命じられた事実

(1696. 1. 28)、これを受けて、明治政府も、鬱陵島・竹島は朝鮮領と決定した事実(1877. 3. 29)

②1905年、日本が竹島の領土編入を急いだのは日露海戦の監視所要地と位置付けたからであり、その時、韓国側が竹島＝独島を領土として認識していたことも政府は知っていた事実である。なお、指導案では、戦後の「サンフランシスコ講和条約」で竹島はどのように取り扱われたかについて、教師が口頭で説明する程度で、別単元「講和と安保」で扱うとしている。竹島、尖閣諸島、北方領土の相手国である、韓国、中国、ロシアは、「サンフランシスコ講和条約」締結の講和会議に参加・締結していなかったため、個別外交で解決しなければならないことを伝えるべきである。

《韓国側主張》

権原	年代	韓国側主張	日本側の反論
歴史的権原	15519世紀	<p>(1) 15世紀の『世宗実録』地理志に、于山(独島)・武陵(鬱陵)…二つの島が互いに眺めることができると書いてある。鬱陵島の住民は独島を鬱陵島に属すると認識していた。 16世紀から20世紀初頭にいたる官撰文献にも于山島(独島)が記されており、持続的に韓国の領土であった。</p> <p>(2) 17世紀末の竹島(鬱陵島)をめぐるいわゆる「元禄竹島一件」の結果、幕府が日本人の鬱陵島への渡航を禁止することで独島の帰属問題が決着した。 明治10年に日本の太政官は竹島外一島(鬱陵島と独島)が日本とは関係ないと指令を発した。これらは、独島が日本の領土でないことを日本が認めた証拠である。</p>	<p>韓国の古文獻の中にある于山島の記述は鬱陵島を想起させる。18世紀以降の韓国文獻の記述は17世紀末に来日した安龍福の信憑性の低い供述を無批判に取り入れたものと考えられる。</p> <p>17世紀末の日朝交渉後も竹島への渡航は禁じられなかった。日本領と考えていたことが明らかである。 明治10年の太政官の決定は鬱陵島に関するものと考えられる。</p>
国際法上の権原	1900年以降	<p>(3) 大韓帝国(韓国)は1900年の勅令第41号で石島(独島)を鬱陵郡の管轄下とすることで自国の領土であることを明確にした。 1906年韓国政府は独島が日本に領土編入されたとの報告を受け、調査を命じる指令第3号を発した。これは大韓帝国が独島を領土として認識・統治していたことを示す。</p>	<p>石島が竹島であるなら、なぜ勅令で「独島」や「于山島」の名称が使われなかったのか疑問が生じる。 勅令公布前後に韓国が竹島を実効的に支配してきた事実はなく、韓国の領有権は確立していなかった。</p>
第二次大戦後の処理	戦後	<p>(4) 終戦と同時に、日本が暴力と貪欲により略取した地域から駆逐されるとしたカイロ宣言により、独島は大韓民国の領土となった。 連合国軍総司令部覚書(SCAPIN)第677号により、独島は日本の統治・行政の範囲から除外されたが、このことはサンフランシスコ平和条約でも再確認された。</p> <p>(5) 現在に至るまで独島を実効支配してきた。このような事実を照らし、独島に対する地理的、歴史的、国際法的に確立された領有権は、現在まで中断なく受け継がれてきた。</p>	<p>SCAPIN 第677号には、日本の諸島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものでないであった。 日本の領土を確定したのは平和条約であり、平和条約では日本領であることが肯定された。</p> <p>国際法上根拠のない不法占拠であり、韓国が竹島に対して行う措置は法的正当性を有しない。</p>

(塚本孝・平成20年度「竹島を学ぶ」講座第5回配布資料を基に作成)

島根県竹島問題研究会「第三期竹島問題に関する調査研究」2015.8

③ 韓国教科書。日本側と相対化して参考にすべきである

＜韓国中学校教科書「国史」＞2012年度

独島は鬱陵島ウルルンに付属する島で、早くからわが国の領土として連綿として伝えられてきた。朝鮮初期に流民を防ぐため、鬱陵島に住む人々を本土に移住させ、一時的に政府の管理がなおざりになったことがあったが、我が国領民たちが漁をする拠点として引き続き活用してきた。

『世宗実録地理志』信証東國輿地勝覽』をはじめとする古文獻と古地図に記録されており、朝鮮の肅宗スウソンのときには、東萊に住む漁民の安龍福アンロンフクがここに往来する日本漁夫を追い払い、日本に渡って独島がわが国の領土であることを確認させたこともあった。

その後も日本の漁民たちがしばしば鬱陵島付近に不法に接近して魚を捕ることがあった。

1900年、大韓帝国は勅令第41号を通じて第1条で、「鬱陵島を鬱島と改称し江原道に所属させ、島監を郡守に改正し、官制に編入し、郡等級は5等にする」と、第2条で、「郡庁は台霞洞に置き、区域は鬱陵全島と独島、石島を管轄する」と規定した。日本は露日戦争中である1905年に軍事的要衝地を確保するために独島を自国の島根県に不法に編入させた。

独島を含んだ私たちの領土は1945年に光復(解放)と共に取り戻した。だが、日本は独島を自分たちの領土としようと紛争を起こしている。

VI. まとめに代えて; 政府他へ要請決議

内閣総理大臣 安倍晋三様
島根県知事 丸山達也様

外務大臣 茂木敏允様
各社会科教科書出版社様

文部科学大臣 萩生田光一様

「竹島の日」撤廃と領土教育是正の要請

竹島＝独島は、江戸幕府が、元禄竹島一件(1693年)にて朝鮮国領と決定済みである。また明治政府も、太政官指令(1877年)で竹島＝独島を朝鮮(韓国)領土と決定済みであった。さらに、韓国は、大韓帝国勅令(1900年)にて鬱陵郡所属として領有を官報に公布していた。これらの決定に矛盾し、日本は、日露戦争時に竹島＝独島を強奪し、島根県所管にした(1905年2月22日)。これを規範とする島根県「竹島の日」は、韓国侵略の是認として容認できない。さらに、小中高校の社会科教科書には、日本の領土として、竹島、尖閣諸島が掲載されている。それらは、検定基準により、政府見解「日本固有の領土」と明記した偏向的なものである。日本が、侵略した中国との尖閣諸島、植民地化した韓国との竹島。戦後、国交正常化が遅滞した中で、領有について、歴史的検証も、外交的努力も未だ不十分である(一例、裏面史料参照)。相手国の見解を封殺して、日本政府の見解だけを教科書により注入する事は、生徒たちを巻き込んで、徒に領土ナショナリズムを煽り、隣国の人々を傷つけ、友好と国際協調を損なうこととなる。

以上のことから、わたしたちは次の要請をおこなう。

- ① 島根県は、「竹島の日」条例を撤回し、日韓漁業協定(1999. 1. 22)を復活させる努力をされたい。
- ② 政府は、固有の領土論に固執せず史実を真摯に検証して、政府見解を是正されたい。
- ③ 政府は、相手国の見解を封殺した「学習指導要領」による検定教科書基準を撤回されたい。
- ④ 政府は、領有権について隣国との外交、研究交流によって解決する事に努力されたい。
- ⑤ 各教科書出版社は、以上の島根県、政府への申し入れに留意されたい。自国政府見解だけでなく、隣国の見解も反映して、対立よりも協調による解決を求める教科書の記述と申請をされたい。

2019年10月12日 「竹島の日」を考え直す会 会長 趙吉夫 理事長 久保井規夫
第十八回「竹島の日」を考え直す集い 参加者一同